

低炭素建築物認定申請手数料(令和7年4月1日現在)

単位(円)

低炭素建築物認定申請手数料 (適合証なしの場合)		認定申請	計画変更 認定申請
一戸建て住宅			
誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	20,700	14,300
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	22,200	15,100
仕様計算併用法	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	30,100	21,100
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	33,200	23,300
標準計算法	当該部分の床面積の合計が200m ² 未満のもの	40,200	28,300
	当該部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの	44,900	31,500
一戸建て住宅以外			
住宅部分			
誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	38,700	26,800
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	66,900	46,500
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	120,000	84,800
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上のもの	183,000	127,000
仕様計算併用法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	59,800	42,000
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	100,000	70,500
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	175,000	122,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	256,000	179,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	304,000	213,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	354,000	248,000
標準計算法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	81,000	56,800
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上2,000m ² 未満のもの	135,000	94,600
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	229,000	161,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	329,000	231,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	390,000	273,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	449,000	314,000
非住宅部分			
モデル建物法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	102,000	71,600
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	129,000	91,100
	当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	171,000	119,000
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	276,000	193,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	361,000	253,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	434,000	304,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	509,000	357,000
標準計算法	当該部分の床面積の合計が300m ² 未満のもの	266,000	186,000
	当該部分の床面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 未満のもの	334,000	234,000
	当該部分の床面積の合計が1,000m ² 以上2,000m ² 未満のもの	431,000	301,000
	当該部分の床面積の合計が2,000m ² 以上5,000m ² 未満のもの	615,000	430,000
	当該部分の床面積の合計が5,000m ² 以上10,000m ² 未満のもの	758,000	531,000
	当該部分の床面積の合計が10,000m ² 以上25,000m ² 未満のもの	896,000	627,000
	当該部分の床面積の合計が25,000m ² 以上のもの	1,020,000	715,000

備考(概要)

住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。

※適合証が添付される場合は、金額が変わります。

※詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。